

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、トラック運転手として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、会社の敷地内において、駐車していたトラックの後方を歩行中、トラックの荷台からカゴ台車が落下して請求人に当たり（以下「本件災害」という。）負傷した。請求人は、同日、C医院に受診し、「左肩打撲、左肘打撲、頸椎捻挫」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日に治癒（症状固定）した。請求人は、治癒とされた後も痛みを訴えていたが、平成〇年〇月〇日、D診療所に受診し、「外傷性脳損傷」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、本件災害により、請求人が外傷性脳損傷を発症していたことはE医師の意見書により明らかであり、請求人の不全四肢麻痺、神経因性膀胱、高次脳機能障害を否定した原処分庁の判断は誤りである旨主張する。
- (2) 本件災害は、平成〇年〇月〇日労働基準監督署受付労働者死傷病報告によると、同年〇月〇日、会社の車庫において、トラックへの荷物の積込みが終了し、請求人が別のトラックの後方を通りかかったとき、そのトラックの荷台の後ろにストッパーをかけて並べてあった空箱の入ったカゴ台車が荷台から落下し、請求人にぶつかったというものである。

請求人は、本件災害時の状況等に関し、平成〇年〇月〇日作成聴取書において、カゴ台車は請求人に当たって跳ね返ったが、自身は転倒せず、一瞬何が起こったのか分からなかったものの、周りに人がいたので、すぐに駆け寄って声を掛けてくれたこと、救急車は呼んでももらえず、F社長（当時専務）が「誰か病院に連れて行ってくれ。」と言い、同僚が「私が連れて行くね。」と言ってくれたこと、同僚からどこの病院に行くか聞かれたので、これまでも受診していたC医院に連れて行ってもらったこと、痛みはあまり感じなかったが、強い痺れと違和感があったこと等を述べている。

また、F社長の妻であるGは、面談録取書において、事務所にいたところ、音がして「痛い」という声が聞こえたので出て行くと、カゴ台車が荷台から落ちて請求人に当たったということで、請求人が同僚の車で病院に向かうまで話をしたが、様子がおかしいということはなく、普段と変わらない様子であった旨述べている。

以上の請求人及び会社関係者の申述によれば、請求人が、本件災害によって

直接頭部を受傷した事実は認められず、また、請求人は、カゴ台車が当たっても転倒していないことから、頭部にいわゆるむち打ち様の大きな外力が作用したものと認められない。さらに、発現機序を欠くことから、本件災害によって請求人に何らかの意識障害が生じたものとみることもできず、この点、請求人が本件災害時の状況等について前記のとおり具体的に述べていることから明らかである。

- (3) 請求人が本件災害当日受診したH医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、初診時の症状及び主訴を左肩痛、左上肢の拳上困難（以上初診時）、左項頸部痛、背部痛（以上翌日受診時）とし、傷病名及び傷病部位を左肩打撲、左肘打撲、頸椎捻挫としている。また、平成〇年〇月〇日付け意見書において、初診時の意識障害なし、頭部骨折等なし（頭部を打ったことなどの訴えもなく、また、外傷の創、傷もない。）、脳損傷なしとしている。

これらH医師の医学所見等から、請求人が、本件災害直後に受診した医師に対し、本件災害によって頭部を受傷した旨や頭部の症状を申し立てた事実はなく、また、脳の何らかの異常について診断された事実もない。さらに、意識障害も認められていない。

- (4) 請求人は、E医師が、脳損傷又はせき髄損傷による障害の状態に関する意見書において、初診時の所見として示す不全四肢麻痺、脳神経麻痺、神経因性膀胱、高次脳機能障害が、本件災害による外傷性脳損傷から生じたものである旨を主張する。

当審査会としては、一般的に外傷による神経症状、神経損傷は、外傷時から生じるものであり、期間を経て神経症状、神経損傷を生じることはないものと判断するところ、上記(2)及び(3)でみたように、E医師が請求人の初診時の所見とする不全四肢麻痺、脳神経麻痺、神経因性膀胱、高次脳機能障害という症状が、本件災害直後から存在したことを示唆する証拠は認められず、I病院の診療録によれば、請求人自らも、少なくとも受傷後〇年間は自覚的に全く認知機能障害はなかったとしている。

さらに、本件災害から約〇年〇か月後に受診したJ医師の意見書によっても、初診時の自訴及び自覚症状は「左頸部から後頭部にかけての痛みと痺れ。左肩関節拘縮、左手握力低下、左手のむくみ。左手の指の動かしにくさ。寒冷時の左手の色調の変化。」とされているところ、本件災害から〇年以上経過した時

点においても、不全四肢麻痺、脳神経麻痺、神経因性膀胱、高次脳機能障害という症状が発現していたものとみることは困難である。

- (5) 以上のことから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人が主張する本件疾病は、少なくとも本件災害に起因したものとは認められず、業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。